



三重県公報

平成25年9月6日（金）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	監 査 委 員 公 表		
8	監査結果に対する措置の公表	（ 監 査 委 員 ）	1

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成24年11月19日から平成25年2月21日までに実施しました財政的援助団体等に係る監査について、その結果に基づいて平成25年6月までに講じた措置が知事、教育委員会及び公安委員会から通知されたので、同条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成25年9月6日

三重県監査委員	福	井	信	行
三重県監査委員	津	田	健	児
三重県監査委員		辻		三 千 宣
三重県監査委員	田	中	正	孝

財政的援助団体等の監査結果に基づいて講じた措置

監査結果に基づき講じた措置〔出資（出捐）関係〕

部局名	健康福祉部	団体名	公立大学法人三重県立看護大学
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
勘定科目	○財務会計規則で定める勘定科目と、財務諸表に記載されている勘定科目の名称に不整合の箇所があった。		
業務日誌	○団体からの委託業務において、仕様書に定める業務日誌が作成されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
勘定科目	○ 財務諸表に記載する勘定科目については、平成 21 年度の法人化以降、監査法人と協議し修正を行ってきたところですが、財務会計規則（財務会計事務規程第 2 条に定める別表 1）の改正を行っていなかったため、不整合が生じました。 平成 24 年度に財務会計事務規程の一部改正を行い、財務諸表との整合性を図り、平成 25 年 4 月 1 日より施行しました。		
業務日誌	○ 三重県立看護大学附属図書館業務委託仕様書の 11. 業務に関する報告(3) 業務報告において定められる業務日誌が作成されていなかったため、様式、報告の時期・方法等を定め、平成 25 年 4 月 1 日より運用を開始しました。 他の委託業務についても業務日誌の作成状況等を調査し、適正に運用されていることを確認しました。 契約事務の適正処理について、大学内の関係部署に再度周知するとともに、契約更新時において報告等の内容及び必要性について精査を行います。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 監査結果での指摘を受けて、団体の会計事務等について、今後も適正な処理に努めるよう大学法人に対して助言等を行いました。			

部局名	健康福祉部	団体名	公益財団法人三重ボランティア基金 (旧：財団法人三重ボランティア基金)
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
善意銀行事業引当金	○善意銀行事業引当金については、引当金計上の要件に該当していないため、取り崩すべきである。		
退職給付引当金	○退職給付引当金については、財務諸表に関する注記において、期末退職給付の自己都合要支給額に相当する金額を計上することとしているが、その基準により計上されていなかった。		
賞与引当金	○賞与引当金が計上されていなかったもので、重要性の原則に基づき計上の要否を検討すべきである。		
※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表に計上しておくもの。			
※ 注記：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合には、その中から一つの会計処理を選ぶことになるが、団体が採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。			
※ 重要性の原則：企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。			
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
善意銀行事業引当金	○平成23年度決算修正、平成24年度予算の修正として、善意銀行事業引当金は取り崩し、特定資産として積立てをし、平成25年3月理事会において承認されました。		
退職給付引当金	○平成23年度決算修正、平成24年度予算の修正として、退職給付引当金は、期末退職給付の自己都合要支給額に相当する金額を計上し、平成25年3月理事会において承認されました。		
賞与引当金	○平成23年度決算修正、平成24年度予算の修正として、賞与引当金を計上し、平成25年3月理事会において承認されました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 会計処理について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。平成25年4月1日に公益財団法人に移行したこともあり、今後とも適切な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。			

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人三重県文化振興事業団
監査結果及び意見			
(1) 総合文化センターチケット予約システムの所有権の帰属が明確となっていないので、団体と県において合意形成を早急に図られたい。 (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
理事等の親族制限の確認	○理事等の選任時において、親族制限の確認が行われていなかった。		
出勤簿	○出勤簿の押印が長期間に渡り漏れているものがあつた。		
金銭会計の中間報告	○会計規則に定める収入支出計算書等が、所定の期日までに常務理事に提出されていなかった。		
評議員会の議事録	○定款に定められた評議員会における議事録の作成について、評議員から選任された議事録署名人の押印が一部されていなかった。		
現金収納事務	○現金収納事務において、領収書を誤った金額で発行していた。		
収入未済	○施設利用料の収入未済が発生していた。		
※ 親族制限：不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すべき公益法人は、実質的に特定の者の利益を追求することがないように、同一親族等で占めることができる理事又は監事の人数は、各々の総数の3分の1を超えてはいけないこととなっている。			
所管部局に対する意見			
(3) 総合文化センターチケット予約システムの所有権について合意形成を早急に図るとともに、顛末等について指定管理制度の主管部である総務部を通して他部局へも情報提供し、次期指定管理の更新時には無形財産の取扱について指定管理募集要項の業務仕様書上でも明確にされたい。 (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 総合文化センターチケット予約システムの所有権の帰属については、平成24年11月に県と協議を行い、県に所有権が帰属することを確認しました。 (2)			
項 目	対 応 状 況		
理事等の親族制限の確認	○ 親族制限の確認を口頭で行った結果、理事等について親族制限の範囲内であることを確認しました。		
出勤簿	○ 押印の徹底を図るとともに、出勤状況を確認のうえ、押印しました。		
金銭会計の中間報告	○ 現行の提出期限では実務上必要書類等の作成等が困難であるため、規則等を見直し、今後は10月末までに作成、提出することとしました。なお、毎月の経営状況については、翌月以降の経営に活かすために月次報告を行っており、中間報告と併せて、適正な経営管理に努めます。		
評議員会の議事録	○ 議事録への押印を行いました。		

現金収納事務	○ ケアレスミスを防止するため、関係職員への周知徹底を図りました。
収入未済	○ 収入未済額については全額回収しました。今後も債権回収が滞ることがないよう、収入未済が発生した場合には、適時の督促を行っていきます。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

（３）総合文化センターチケット予約システムの所有権の帰属について、団体との合意形成に向けて平成 24 年 11 月に協議し、県に帰属する財産であるとの理解を得ました。なお、本件については総務部に情報提供するとともに、次期指定管理の更新時には無形財産の取扱について、指定管理者募集要項の業務仕様書上でも明確にしていきます。

（４）指摘のあった会計事務等について適正処理を行うよう指導し、改善されていることを確認しました。

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人三重県立美術館協力会
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
賞与引当金	○賞与引当金が計上されていなかったので、重要性の原則に基づき計上の要否を検討すべきである。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
賞与引当金	○ 賞与引当金については、平成 24 年度決算より計上いたしました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 指摘された事項について、適正な事務処理を行うよう指導し、平成 24 年度決算において計上されていることを確認しました。			

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会 (旧：財団法人国史跡斎宮跡保存協会)
監査結果及び意見			
(1) 寄附行為では、副理事長を1名設置する旨の規定があるが、平成23年4月7日から副理事長を設置せず、業務執行理事2名体制となっており、寄附行為の規定と整合していないので、検討のうえ整合を図られたい。			
(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
会計諸帳簿	○経理規程に定める物品記録簿が作成されていなかった。 ○公益法人会計における内部管理事項に定める会計帳簿(補助簿)のうち作成されていないものがあつた。		
現金収納事務	○現金収入については、経理規程で10日毎に集約し速やかに金融機関に預け入れることとしているが、遅れているものがあつた。		
契約書に基づく 手続等	○団体からの委託契約において、契約書等で定めた作業実施計画表及び業務完了報告書が、受託業者から提出されていなかった。		
財務諸表	○平成23年度事業に係る法人税、消費税等について、23年度費用として計上されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(3) 団体において、平成23年4月7日から副理事長を設置せず、業務執行理事2名体制としているが、寄附行為の規定と整合していないので、整合を図るよう指導されたい。			
(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1) 指摘を受けた後、平成25年1月16日付けで財団法人等寄附行為変更認可申請書を提出し、平成25年1月28日付け三重県指令環生第12-355号で副理事長設置の規定の削除及び業務執行理事の規定の追加に関する寄附行為の変更が認可されました。 なお、団体は平成25年4月1日付けで公益財団法人へ移行しており、新法人における定款でもこの変更内容について踏襲しています。			
(2)			
項 目	対 応 状 況		
会計諸帳簿	○ 物品記録簿については、整理のうえ作成しました。 ○ 未作成の会計帳簿(補助簿)を作成しました。		
現金収納事務	○ 経理規程に基づく処理を徹底するため、経理規程の内容を職員に周知しました。		
契約書に基づく 手続等	○ 平成23・24年度分について受託者から作業実施計画表及び業務完了報告書の提出を求め、これを受領しました。本年度においても契約時に作業実施計画表の提出を受けています。		
財務諸表	○ ご指摘をふまえ、平成24年度から、当該年度会計において計上及び支払をしています。今後についても、予算段階から計上し、適正な処理に努めます。		

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

（３）寄附行為の規定と団体の体制の不整合について、平成 24 年 11 月 23 日に改善指導を行いました。

（４）会計諸帳簿等の作成など、法人の経理規程及び契約書に即した適正な事務処理等を行うよう指導しました。

部局名	地域連携部	団体名	一般財団法人三重県武道振興会 (旧：財団法人三重県武道振興会)
監査結果及び意見			
(1) 寄附行為において、毎会計年度の予算については年度開始前少なくとも 30 日前までに理事会の議決を、決算については年度終了後 2 か月以内に理事会の承認を得るものと規定されているが、期限内に行われていなかったため、寄附行為に基づいた適正な処理に努められたい。 (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
契約書等の作成	○団体が発注した修繕工事において請書が必要であるが、施工業者から徴取されていなかった。		
預り金の整理	○武道教室の受講希望者から預かった保険料について、受入及び支払の事実が帳簿に記載されていなかった。		
建物の価額	○貸借対照表に記載の建物価額は帳簿価額（減価償却後の残存価額）となっているが、帳簿価額と比較する建物時価が把握又は算定されていなかった。		
賞与引当金	○賞与引当金が計上されていなかったため、重要性の原則に基づき計上の要否を検討すべきである。		
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(3) 団体における予算の議決及び決算の承認について、寄附行為に定められた期限内に行われていなかったため、寄附行為に基づいた処理を行うよう指導されたい。 (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。 (5) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないため、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
講じた措置			
「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況			
(1) 平成 25 年度予算については、平成 25 年 2 月に理事会を開催し議決を得る予定でしたが、日程調整の都合により、やむを得ず 3 月に理事会を開催し議決を得ましたので、寄附行為に規定する期限内に議決を得ることができませんでした。平成 25 年 4 月 1 日からは、一般財団法人への移行後の定款に基づいて適正に理事会等の運営することとしており、平成 24 年度決算については、平成 25 年 5 月に理事会の承認を得ています。 (2)			
項 目	対 応 状 況		
契約書等の作成	○ 職員会議で改めて財務規則の契約に係る項目の確認を行い、今後は適切な工事契約書類の徴取をしていきます。		
預り金の整理	○ 平成 25 年度から、受入及び支払の事実を帳簿に記載しています。		
建物の価額	○ 建物時価の把握又は算定については、県・市の担当部局、税理士の指導を得ながら、検討を行っていますが、高額な費用になると見込まれ、評議員会等での議論も必要であるため、引き続き検討を行っていきます。		
賞与引当金	○ 平成 24 年度決算においては、受給対象者が退職したため計上しません。		

	したが、平成 25 年度以降の決算においては、受給対象者があれば、賞与引当金を計上することとしています。
補助金等事務	○ 平成 24 年度においては、補助事業等状況報告書を提出しました。今後も適切に処理します。
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕 (3) 定款の規定に基づき、今後は適正な処理を行うよう団体に対して指導しました。 (4) 会計事務等について、法人の財務規則に基づき適正な事務処理を行えるよう、県の会計事務の取扱例等を参考にしながら指導するとともに、事務処理の改善状況を確認しました。 なお、建物時価の把握又は算定については、市の担当部局とも協議しながら、検討を行っています。 (5) 平成 24 年 4 月にスポーツ推進課所管の補助金等に係る補助事業等状況報告書に添付すべき書類を補助金等交付要領において定め、平成 24 年度においては、指定した時期に状況報告が行われています。今後も、適切に報告書が提出されるように指導します。	

部局名	農林水産部	団体名	公益社団法人三重県緑化推進協会
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
財務諸表	○平成 23 年度の発生に係る収益及び費用のうち、24 年度の収益及び費用として処理されているものがあつた。		
賞与引当金	○賞与引当金が計上されていなかったもので、重要性の原則に基づき計上の要否を検討すべきである。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
財務諸表	○ 当該団体は緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（緑の募金法）第 5 条に基づく緑の募金事業団体に指定され、緑の募金の管理をしていますが、公益社団法人国土緑化推進機構への募金の収入結果報告は、暦年で報告することとなっていることから、1 月から 3 月分を平成 24 年度の収益として前受金処理しています。ご指摘いただきましたことについては、適切な会計処理の方法の検討を行っているところです。		
賞与引当金	○ ご指摘いただきました賞与引当金については、平成 24 年度決算から計上しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 賞与引当金の会計事務については、適切な事務処理を行うよう指導しました。			
また、財務諸表については、今後適切な事務処理が行われるよう助言、指導等を行います。			

部局名	農林水産部	団体名	公益財団法人三重県農林水産支援センター
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	○認定就農者に対する貸付金の収入未済があった。 ○実績報告書が、貸付等要領に定める期日までに提出されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
補助金等事務	○ 就農支援資金貸付金の収入未済について、平成 23 年度末に 5 件、3,775 千円の未収でありましたが、回収の結果、平成 24 年度末では 3 件 3,505 千円となりました。今後も引き続き、文書通知、個別面談等により債務者の経営状況等を確認のうえ、債権回収を進め、収入未済の解消に努めます。 また、今後、返済が到来する借受者に対しても県関係機関と連携し、経営状況を確認するなど、未収金の発生防止にも努めてまいります。 ○ 平成 24 年度の実績報告書は、期限内に提出しました。今後は、就農支援資金貸付金に係る実績報告書の提出について、就農支援資金（就農研修・準備資金）三重県貸付金貸付等要領を遵守し、定められた期限内に実施することとします。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等について、就農支援資金貸付金の収入未済案件の経営状況等を確認するなどしながら未収金の回収に努めるとともに、貸付等要領を遵守するよう指導を行いました。			

部局名	農林水産部	団体名	公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会（旧：社団法人三重県青果物価格安定基金協会）
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
財務諸表	○貸借対照表や正味財産増減計算書等において、必要な注記が記載されていないなど、公益法人会計基準に従って作成されていないものがあった。		
総会議事録	○前年度の事業報告書等の承認がなされた総会議事録の写しが提出されていなかった。		
※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並んで法人の主要な財務諸表のひとつ。			
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出について規定されており、提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め、補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
財務諸表	○ 公益法人会計基準の示す様式に従い、貸借対照表や正味財産増減計算書等の修正を行いました。		
総会議事録	○ ご指摘いただいた総会議事録の写しについては、速やかに提出しました。平成 25 年 4 月に公益法人移行に伴い定款を変更しましたので、今後はこれに基づき対処していきます。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 会計処理について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。平成 25 年 4 月 1 日に公益社団法人に移行したこともあり、今後とも適切な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。			
(3) ご指摘があつて以降、割当内示に交付申請書の提出期限を記載することに改めました。			

部局名	農林水産部	団体名	公益財団法人三重県水産振興事業団
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
財務諸表		○貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債と区別して、流動負債の1年内返済予定長期借入金として計上すべきところ、区別して計上されていなかった。 ○その他固定資産（什器備品）として区分すべき備品を、貸借対照表に計上していなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 県から団体への委託業務の契約書において、概算払の規定を定めていないにもかかわらず、概算払を行っていたので、今後、適正な事務処理に努められたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1)			
項 目		対 応 状 況	
財務諸表		○ 固定負債に計上されている長期借入金のうち 1 年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債と区別して、流動負債の 1 年内返済予定長期借入金として平成 24 年度決算より変更しました。 ○ 平成 24 年度決算よりその他固定資産（什器備品）に計上しました。	
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適切な処理を行うよう指導しました。今後とも適正な事務処理が行われるよう指導、助言等を行い遺漏等のないようにしています。			
(3) 水産振興事業団へは複数の委託事業を行っていましたが、このうち 1 事業で概算払の規定が漏れていました。平成 24 年度から概算払が必要な事業について、遺漏なく概算払の規定を定めています。今後とも適切な事務処理が行われるよう努めます。			

部局名	雇用経済部	団体名	株式会社三重データクラフト
監査結果及び意見			
(1) 平成 23 年度の営業損失の額は、前年度と比較して 17,073 千円増加し、19,038 千円となっており、経常損失の額も 15,357 千円増加し、10,105 千円となっている。 繰越利益剰余金は確保されているが、売上高が減少傾向にあるので、計画的な業務運営のもと受注量を確保することにより、経営の改善に努められたい。			
所管部局に対する意見			
(2) 団体においては、繰越利益剰余金は確保されているが、売上高が減少傾向にあるので、計画的な業務運営のもと受注量を確保することにより、経営の改善が図られるよう指導、助言されたい。 また、県も制度上可能な限り、障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度を活用し、業務の発注を促進するとともに、当該団体と連携のうえ、県内関係団体等への P R を展開するなど、新たな発注先の確保への支援を行われたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕 (1) 平成 24 年度においても、10 人余の派遣解除及び設計補助業務の海外移行等、既存事業においては主要顧客の事業環境悪化があり、また大口の議事録反訳の入札逸注等減収要因が続きました。一方で、定款目的事項に加えた研修サービス事業を取り込んだ成果による増収、及び管理台帳整理業務や簡易 C A M 構築補助等の新規提案業務の受託、並びに民間団体から大口のデータ入力作業を受託する等営業努力による増収要因もあり、平成 23 年度と同等以上の受注量を確保しました。 また、営業損失の改善を図るため、社員教育と個々人の努力により、一人が複数職務をこなす体制を推し進め、人員減による生産原価の低減が図れたことにより、4,582 千円の営業損失にとどめることができました。この結果、営業外収入と合わせ、886 千円の経常利益の確保に至っています。 さらに、平成 25 年度における対策として、既存事業の一層の減収を見越し、警備業を定款目的事項に加えて新年度の事業運営を開始しています。			
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕 (2) 売上高の減少傾向については、グループ企業からの発注が大部分を占めていることから、新規顧客開拓等の取組を行うよう助言を行いました。その結果、受注額（売上高）は前年と比較して微増（548 千円）しており、売上高の減少傾向に一定の歯止めがかかったものと考えています。 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度を活用した業務の発注の促進については、庁内各部局に協力を依頼しており、県予算の厳しいなか、ほぼ前年並みの発注を確保することができました。 さらに、平成 25 年度においては、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が施行されたことから、健康福祉部や出納局など関係部局と連携のうえ、さらなる受注拡大への支援に取り組んでまいります。			

部局名	警察本部	団体名	公益財団法人暴力追放三重県民センター
監査結果及び意見			
(1) 暴力団排除条例が施行され県民の暴力団排除意識が高まってきているなか、暴力追放三重県民センターの存在意義は、住民や企業にとっても、また警察活動にとってもますます重要なものとなっている。 しかし、同センターの財源はその 8 割弱を基本財産の運用益に依拠していることから、運用利率が低いまま推移している現状に鑑み、所管課とともに財源の確保について検討し、財政基盤の安定を図られたい。 (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
財務諸表	○看板の設置については、金額的に固定資産として計上すべきものであるが、計上されていなかった。 ○平成 24 年度発行の月刊誌の広告代金について、23 年度中に支払う必要がある場合は、流動資産の前払金として処理すべきであるが、23 年度費用として処理されていた。		
賞与引当金	○賞与引当金が計上されていなかったので、重要性の原則に基づき計上の要否を検討すべきである。		
経理事務	○執行伺・支出・収入決議書の検収済年月日欄が空欄であった。また、会計事務に関連する決裁書において、決裁日等が記載されていなかった。		
理事等の変更登記	○理事等の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。		
所管部局に対する意見			
(3) 団体の財源はその 8 割弱を基本財産の運用益に依拠していることから、運用利率が低いまま推移している現状に鑑み、団体とともに財源の確保について検討し、財政基盤の安定に努められたい。 (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 財源の確保についての指摘を受け、所管部局担当者等と協議を行いました。現時点において決定的な打開策が見いだせなかったことから、今後も検討を重ねます。 平成 27 年度以降に予想される基本財産運用益の減収にあつては、財政基盤の安定を図るべく、今後も継続的にあらゆる方策を講じることとします。 (2)			
項 目	対 応 状 況		
財務諸表	○ 看板の設置については、今後、このような支出があれば、固定資産として計上することとします。 ○ 月刊誌広告代金にあつても、指摘のとおりであるため、今後、このような支出があれば、前払金として処理します。		
賞与引当金	○ 賞与引当金の計上について検討した結果、当センターの賞与引当金にあつては、重要性が乏しいと判断し、今後もこれを計上しないこととします。 なお、重要性の判断としては ・ 総資産に占める賞与引当金繰入額(1,175,285 円)の割合が約 0.109%		

	と極めて低いこと ・ 人件費に占める賞与引当金繰入額の割合が約 5.888%と低いこと等を総合的に勘案しました。
経理事務	○ 経理事務執行伺・支出・収入決議書及び会計事務に関連する書類の不備については、点検、修正を行うとともに、今後、このような不備がないよう担当職員だけでなく、複数職員による点検を行うこととします。
理事等の変更登記	○ 指摘のとおり、本来であれば、理事等役員の変更があった場合、2週間以内に登記することが法で規定されているところ、平成23年度の役員変更に際し、規定の期限内に登記することができませんでした。今後は法で規定された期限を厳守します。
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕 (3) 暴力追放三重県民センターに対し、自助努力による経費削減等を徹底するよう指導しました。 また、運用利率の改善に関しては、同センターと適宜検討を重ねるとともに、今後、必要に応じて県財政担当と協議することとします。 (4) 会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導・助言等を行い、関係書類の作成にあっても、決して簡略化することなく適正な記載を行うとともに、複数職員による実効のあるチェック機能の確保に努めるよう指導しました。	

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人三重県視覚障害者協会
公の施設名	三重県視覚障害者支援センター		
監査結果及び意見			
(1) 業務計画に掲げた目標について、点訳奉仕員養成講習会受講修了者数等、目標を達成されていないものがあることから、業務内容のさらなる周知を図るとともに、各地のボランティアや社会福祉施設協議会等に連携・協力を求めることなどにより利用者の拡大を図り、目標が達成できるよう努められたい。 (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
再委託の承認	○県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。		
契約書等の作成	○団体からの委託契約において、請書等が必要であるが、受託者から徴取されていなかった。		
管理備品	○管理備品について、増減報告書が提出されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(3) 平成 23 年度の協定書に掲げた目標値と 23 年 3 月 30 日付けで承認した業務計画の詳細な内容とに乖離があることから、近年、増加傾向にあるデージー図書等の貸出・閲覧や作成目標等の内容を精査するなど、適切な目標を設定されたい。 また、目標が達成できていない項目については、指導・助言を行われたい。 ※ デージー図書：国際標準規格に基づいて、CD-ROM に音声情報を記録したもの。 (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。 (5) 点字・テープ図書等の蔵書について、管理備品として基本協定書に記載していないことから、その増減について当該団体から管理備品増減報告書が提出されておらず、翌年度の年度協定での確認も行われていない。 管理備品を基本協定書に記載し、その増減については翌年度の年度協定で確認されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) ホームページや視覚障がい者情報誌を活用するほか、県の広聴広報課が行っている広報的な募集（ラジオ、チラシ等による紹介）に応募するなどの方法により業務内容の周知を図っています。また、平成 24 年度からは、市町の担当者会議において、県を通じて業務内容の周知を行っています。 目標を達成していなかった点訳奉仕員養成講習会受講修了者については、平成 24 年度は監査時点ですでに講習会が終了していたため、平成 25 年度から日赤三重県支部など他団体と連携して実施することにより、受講者数の増加を図ることとしています。 また、朗読奉仕員養成講習会については、平成 25 年度から開催回数を増やすことにより、奉仕員の増加に向けて取り組んでいます。 生活訓練実施回数については、視覚障がい者の要望により、多人数での訓練と個々のニーズに合わせた個別訓練を併せて実施することになりました。このことにより、平成 25 年度は目標を達成できる見込みです。（平成 24 年度は目標を達成しました。）			

(2)

項 目	対 応 状 況
再委託の承認	○ 平成 25 年度から、業務の一部を再委託する場合は、再委託する内容等を県と協議し、事前承認のうえ再委託を行うようにしました。なお、平成 24 年度は監査以降、再委託は行っていません。
契約書等の作成	○ 団体との委託契約を行う場合は、請書や契約書等の取り交わし漏れが生じないよう、チェックを複数人で行うようにしました。なお、監査以降、請書や契約書等の取り交わし漏れはありません。
管理備品	○ 図書等の目録を作成し、平成 24 年度は管理備品の増減報告書と管理備品一覧（平成 24 年度末）を提出しました。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(3) 年度協定の目標値と業務計画の内容が一致するよう改善するとともに、平成 25 年度から利用実態に即した目標設定を行いました。

目標を達成していなかった項目については、視覚障がい者の要望を取り入れながら、分析・検討し、その都度、指定管理者へ助言することとし、生活訓練事業では、視覚障がい者から要望があった個別訓練を取り入れることにより、改善が見られました。

図書等作成にあたり、点訳・音訳奉仕者などボランティアの協力が不可欠であるため、点訳奉仕員養成講習会の実施等について、今後は他団体と協力するなど、奉仕者の育成に注力するよう指導・助言しました。

(4) 第三者へ再委託する場合は、事前に県に相談・協議を行うよう指導しました。また、契約書等については、法人の経理規程に基づき改善を図るよう指導するとともに、指定管理業務報告の四半期毎の報告書で確認を行うこととしました。

なお、第 4 四半期の報告書での確認の結果、平成 24 年度には再委託や契約書・請書の作成が必要な契約はありませんでした。

(5) 図書等について、指定管理者への指導を行い、平成 24 年度は管理備品の増減報告書と管理備品一覧（平成 24 年度末）の提出を受け、平成 25 年度の年度協定で確認しました。

部局名	健康福祉部	団体名	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会（旧：財団法人三重県母子寡婦福祉連合会）	
公の施設名	三重県母子福祉センター			
監査結果及び意見				
（１）基本協定書に定められている成果目標と事業報告書に記載されている成果目標に相違があり、成果目標の達成状況の適正な把握が困難な状況にある。 前回の指定管理期間の成果目標を掲げたものである事業報告書の成果目標ではなく、基本協定書の成果目標に基づいて達成状況を再評価するとともに、目標を達成していないものについては目標が達成できるよう努められたい。 （２）会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。				
項 目	内 容			
個人情報保護	○公の施設管理業務に伴う個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。			
再委託の承認	○県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。			
現金の取扱	○収納した参加費を取引金融機関に預け入れることなく、直接支出に充てているものがあつた。			
事業報告書の収支状況	○基本協定書に定める事業報告書の収支状況について、指定管理業務用の口座から発生した預金利息収入が算入されていなかった。			
所管部局に対する意見				
（３）基本協定書に定められた成果目標と事業報告書に記載されている成果目標に相違があるので、前回の指定管理期間の目標数値を掲げた事業報告書の成果目標ではなく、基本協定書の成果目標に基づいて達成状況を再評価されたい。 また、再評価の結果、目標が達成できていない項目については、指導・助言を行われたい。 （４）団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。 （５）指定管理者制度に係るモニタリングチェックリストによる確認が行われていなかったもので、適正に行われたい。 ※ モニタリング：指定管理者によるサービスの提供が条例や規則、協定等に沿って、適切かつ確実に実行されているかどうかを確認するとともに、施設の管理・運営上の課題や問題点を洗い出し、安定的・継続的なサービスを提供するために、県が指定管理者による業務を検証・評価すること。				
講じた措置				
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕				
（１）基本協定書の成果目標項目及び実績値等（平成 23 年度）				
内 容	基本協定書の成果目標	成果目標の根拠（H18～21 年度実績の平均）	事業報告書の成果目標	実 績
求人情報の提供	毎年度延べ 5,500 回以上	5,238 回	50 件 1,750 回	59 件 1,935 回
相談利用回数	毎年度延べ 230 回以上	229 回		117 名

相談利用（一般・特別）			200 名	
技能習得講習会参加者数	毎年度延べ 60 人以上	62 人		71 名
就業支援講習会参加者数			100 名	
母子自立支援員研修会開催回数	毎年度 3 回	3 回	3 回	3 回
利用者満足度調査（利用者アンケート）	毎年度 2 回（概ねも含めプラス評価の割合）	回数未記載、80%	2 回	2 回
生活向上のための講習会等	毎年度 2 回実施	実績なし	—	—
センター利用者数			850 名	845 名

再評価の結果、平成 23 年度は求人情報の提供、相談利用回数及び生活向上のための講習会等において、目標を達成していませんでした。

求人情報の提供については、ホームページやチラシの活用に努めるとともに、県の指導を受け、平成 24 年度から児童扶養手当現況届封書への啓発チラシの封入（平成 23 年度以前は 5 年に 1 度県内全域で一斉に実施）を、地域を変えて毎年度実施することにより、情報提供を平準化しました。この結果、平成 24 年度は目標を若干下回ったものの、平成 23 年度よりも改善しました。

相談利用回数については、母子自立支援員やひとり親家庭福祉協力員を対象とした研修会において、相談機関としての業務内容等の説明や周知啓発を行い、支援員や協力員が母子家庭からの相談を受ける際などに、当センターの情報提供を行うよう依頼しました。（平成 25 年 3 月 16 日、18 日、7 月 4 日（予定）に研修会を実施）

また、平成 24 年度においては、生活向上のための講習会等は、各地域（4 地域）で開催したため、目標を達成しました。

なお、今後も基本協定書の成果目標に基づいて達成状況を把握していきます。

(2)

項 目	対 応 状 況
個人情報保護	○ 基本協定書に基づく「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定められている個人情報保護責任者等の報告書を平成 24 年 12 月 7 日付けで提出しました。今後も遺漏のないようにします。
再委託の承認	○ 再委託をする場合においては、事前に県に対して承認申請を提出し、承認を得ることを徹底します。なお、監査以降、再委託は行っていません。
現金の取扱	○ 監査以降、収納した現金は全て取引金融機関に預け入れ、会計上も歳入として処理しました。今後も、収納した現金については取引金融機関に預け入れることを徹底します。
事業報告書の収支状況	○ 平成 24 年度決算では、指定管理業務用の口座から発生した預金利息収入を事業報告書の収支状況に計上しました。今後も、事業報告書の収支状況について、基本協定に定める規定を遵守するように徹底します。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(3) 再評価の結果、平成 23 年度は求人情報の提供、相談利用回数及び生活向上のための講習会等において、目標を達成していませんでした。

求人情報の提供については、児童扶養手当現況届封書への啓発チラシの封入方法を変更することにより、情報提供を平準化するよう指導しました。

相談利用回数については、研修会等、機会ある毎に相談機関としての周知を行うよう指導しました。

生活向上のための講習会等は、各地区の母子会毎に実施するよう指導しました。

(4) 個人情報保護、再委託の承認、現金の取扱等、会計事務処理上、改善を要する事項については、適切な事務処理を指導しました。

平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人に移行したこともあり、今後とも適切な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。

(5) 平成 24 年度はモニタリングチェックリストによる確認を実施しました。今後も、遺漏なく実施するようにします。

部局名	地域連携部	団体名	松阪市
公の施設名	三重県営松阪野球場		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
個人情報保護	○公の施設管理業務に伴う個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。		
業務報告書	○基本協定書に定める四半期の業務報告書が提出されていなかった。		
利用料金の還付	○利用許可書に記載されている利用料金の還付に係る要件が、利用規定に定める還付要件と異なっていた。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
個人情報保護	○ 基本協定書に定める個人情報の責任体制等変更報告書を提出しました。		
業務報告書	○ 平成 24 年度は、毎四半期の業務報告書で報告する必要がある利用者の満足度等について、県が毎四半期に実施している現地訪問の際に報告しました。県との協議の結果、平成 25 年度から基本協定書に定める業務報告書を提出することとしています。(7 月 15 日までに 1 回目の報告書を提出予定)		
利用料金の還付	○ 利用許可書に記載されている利用料金の還付に係る要件について、記述内容を修正し、利用規定に定める還付要件と整合させました。あわせて、三重県営松阪野球場利用規定を管理事務所内に掲示するとともに、申請者に対し、利用料金の還付に係る要件（利用しようとする日の前日までに利用許可の取消しを申し出ること。）について口頭で説明することとしました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 会計事務等について、団体の会計規程に基づき適正な事務処理を行えるよう、県の会計事務の取扱例等を参考にしながら指導するとともに、指定管理者モニタリング時に事務処理の改善状況を確認しました。			
今後も、指定管理者モニタリング時等に事務処理状況の確認を行い、必要に応じて指導・助言を行っていきます。			

部局名	地域連携部	団体名	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク
公の施設名	三重県立熊野古道センター		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
現金払	○会計規則上、現金払となる経費については資金前渡の規定があり、その限度額はその都度必要な額とされているが、月中の所要見込み額を現金で手元保管していた。		
施設利用許可書	○施設の利用に際し施設利用許可書が交付されていなかった。		
管理備品	○指定管理料により購入した備品について、報告がなされていなかった。		
業務報告書	○基本協定書に定める四半期の業務報告書について、期限内に提出されていなかった。		
決算書類	○基本協定書に定める決算書類が提出されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
現金払	○ 熊野古道センターの運営上現金を手元保管する必要があるため、6 月 10 日開催の理事会で承認のうえ、同日付けで会計規則を改正しました。		
施設利用許可書	○ 施設管理規定に基づく施設利用許可書を作成し、利用者に対し発行するようになりました。今後とも適切に処理します。		
管理備品	○ 指定管理料により購入した備品について、県へ報告し、備品登録など所要の手続を完了しました。		
業務報告書	○ 基本協定書に基づく四半期報告については、監査以降、定められた期限までに提出しました。今後とも基本協定書に基づき、適切に処理します。		
決算書類	○ 基本協定書に基づく決算書類については、監査結果を受けて平成 23 年度分の決算書類を提出しました。また、平成 24 年度分の決算書類は決算確定後 1 か月以内（6 月 28 日）に提出しました。今後とも基本協定書に基づき、適切に処理します。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。今後とも適切な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。			

部局名	農林水産部	団体名	みえ中央市場マネジメント株式会社
公の施設名	三重県地方卸売市場		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
事業報告書	○基本協定書に定める事業報告書について、期限内に提出されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
事業報告書	○ 平成 24 年度事業報告書は、期限内である平成 25 年 4 月 30 日に提出しました。今後も、基本協定書に基づき、適切に処理します。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。 平成 24 年度事業報告書は、期限内に提出されましたが、今後も適切な事務処理が行われるよう指導・助言等を行います。			

部局名	農林水産部	団体名	伊賀森林組合
公の施設名	三重県上野森林公園		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
管理備品	○管理備品の増減について、翌年度の年度協定書で確認されていなかった。		
行政財産の目的外使用	○森林公園内の自動販売機の設置について、知事の許可を受けていなかった。		
決算書類	○基本協定書に定める決算書類が提出されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
管理備品	○ 指摘のあった平成 23 年度における管理備品の増減については、県に対し報告を行い、平成 25 年度協定書において平成 24 年度分と平成 23 年度分の確認を行いました。今後は該当する年度協定書において確認を行います。		
行政財産の目的外使用	○ 自動販売機の設置については、行政財産の目的外使用の許可申請を行い知事の許可を受けました。		
決算書類	○ 平成 23 年度決算書類については、平成 24 年 12 月 10 日に提出しました。今後は、基本協定書に基づき毎事業年度の決算確定後 1 か月以内に提出します。 平成 24 年度分については、平成 25 年 6 月 29 日に総代会で承認されたため、7 月下旬に提出予定です。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。 今回、意見をいただいたことも含め、今後も適切な事務処理が行われるよう指導、助言を行います。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	防災対策部	団体名	三重紀北消防組合
補助金等名	消防広域化施設等整備費補助金		
対象施設名	三重紀北消防組合		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
補助金等事務		○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		対 応 状 況	
補助金等事務		○ 今後、三重県補助金等交付規則に基づく補助金等の交付を受けて事業を実施する場合には、同規則等の規定に従い、適切に補助事業等状況報告書を提出します。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 平成 25 年 6 月に、当該補助金に係る補助事業等状況報告書に添付すべき書類を防災対策部関係補助金等交付要領において決めました。今後、事業を実施する場合には、補助事業者に明示したうえで、適切に報告書が提出されるよう指導します。			

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人鐘和
補助金等名	精神障害者社会復帰施設運営費補助金、精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金、障害者自立支援基盤整備事業費（備品整備）補助金、小規模作業所緊急支援事業費補助金、小規模作業所等移行定着支援事業費補助金		
対象施設名	精神障害者通所授産施設生活訓練施設「フェア・ワークス下野」、「フェア・ワークス T R E S」		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金の決算額	○県からの補助金額と団体の決算上の補助金額が、計上誤りにより合致していなかった。		
補助金台帳等	○経理規程に定める補助金台帳及び補助金収入明細表が作成されていなかった。		
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○備品の購入に際して、補助金額の内示前に徴取した見積書に基づいて業者を選定していた。		
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(4) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
補助金の決算額	○ 決算額の補助金計上誤りが発生しないよう、台帳の整備・要綱の確認を行い、担当税理士の指導を得ながら正しく計上しています。また、新監事に公認会計士を迎え、決算書作成に十分な指導を得られるようにしました。		
補助金台帳等	○ 全ての補助金台帳、明細表の整備を行いました。		
補助金等事務	○ 補助金等交付規則を遵守し、担当部局の指導を十分に仰ぎ状況報告書を作成するなど、提出書類の漏れのないようにします。 ○ 内示後の見積もり徴収を徹底し、正しい要綱解釈に努め適正な手続を行います。また、手続を確認する担当者を増やし、誤りのないよう努めます。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 監査対象となった補助金については、いずれも平成 24 年度までに廃止となりましたが、他の補助事業を含めて状況報告等についての規定を整備し、報告についても点検するなど適切に対応しました。			
(3) 補助事業の対象となる補助事業者の会計事務について、適正な会計処理が行われるよう必要に応じて実施検査するなど、適正な会計事務が行われるよう指導しています。			

(4) 監査対象となった補助金については、いずれも平成 24 年度までに廃止となりましたが、他の補助事業を含めて交付申請書の提出期限について補助事業者に明示するよう規定を整備し、適切に対応しました。

部局名	健康福祉部	団体名	独立行政法人国立病院機構三重病院
補助金等名	医療施設耐震化整備事業費補助金、障害者自立支援基盤整備事業費（備品整備）補助金、新人看護職員研修事業費補助金		
対象施設名	独立行政法人国立病院機構三重病院		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○工事進捗状況報告書が、交付要領に定める期日までに提出されていなかった。 ○補助事業の内容を変更しているにもかかわらず、変更申請書が提出されていなかった。 ○交付申請書及び実績報告書に、金額や対象経費の区分等の記載誤りがあった。		
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(4) 補助金申請の事前協議における書類として、申請に不必要な個人情報を含む資料を提出させていたので、必要な提出書類を精査のうえ具体的に明示するなど、適正に事務処理を行われたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
補助金等事務	○ 今後、補助事業等状況報告書については交付要綱等を遵守し、県主管部局等の指示を受けて適切に対応します。平成 24 年度は県主管部局等の指導により提出しました。 ○ 工事進捗状況報告書について報告内容の確定が遅延したため期日までの提出ができませんでした。今後は交付要綱等を遵守し、県主管部局等の指導に基づき期限内に提出します。 ○ 今後、変更申請書については交付要綱等を遵守し、県主管部局等の指導に基づき適切に対応します。 ○ 金額や対象経費の区分等の事務処理上の誤りについては、複数職員により確認する等チェック体制を強化しています。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 障害者自立支援基盤整備事業費（備品整備）補助金については、平成 24 年度をもって終了となりましたが、他の補助事業を含めて状況報告等についての規定を整備し、報告についても点検するなど適切に対応しました。 新人看護職員研修事業費補助金については、補助金交付要領を改正し、平成 24 年度の補助事業から補助事業等状況報告書に添付すべき書類及び提出期限を定め、交付要領に基づき、状況報告書の提出を要する場合は、補助事業者にも明示したうえで提出を求めることとしました。			

(3) 今後は、定められた期日までに報告書を提出するなど補助金交付要領に基づく事務処理が適切に行われるよう指導しました。

(4) 障害者自立支援基盤整備事業費（備品整備）補助金については、平成 24 年度をもって終了となりましたが、他の補助事業を含めて、事業に必要な資料を精査し、適切に対応しました。

部局名	健康福祉部・環境生活部	団体名	学校法人大橋学園
補助金等名	私立高等学校等振興補助金、私立高等学校等入学金補助金、私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校教育国際化推進事業費補助金、私立専修学校振興補助金、みえ福祉連携プロジェクト事業補助金、キャリア形成訪問指導事業費補助金、潜在的有資格者等養成支援事業補助金、結核健康診断補助金、看護師等養成所運営費補助金、高等学校等就学支援金事務費交付金		
対象施設名	大橋学園高等学校、ユマニテク調理製菓専門学校、ユマニテク看護助産専門学校、専門学校ユマニテク医療福祉大学校		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助要件の確認	○入学一時金減免申請書の受理に際し、保護者に係る平成 22 年度の課税証明書にて補助要件を確認する必要があるが、生徒 1 名分については、21 年度と同証明書をもって確認していた。		
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○交付申請額の算定誤りにより、誤った額で交付申請を行っていた。 ○交付申請書及び実績報告書に、金額等の記載誤りがあった。 ○概算払を受けているが、精算手続が行われていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理を行うよう指導されたい。			
(4) 実績報告書の提出が取扱要領に定める期限より遅延していたが、まずは事務処理の実態に鑑み提出期限の見直し等を検討し、必要に応じて要領を修正したうえで、適正な期限までに提出するよう指導されたい。			
(5) 補助事業の内容に変更がない場合にも、団体へ変更交付申請の提出を求めていることから、要領等の改正等を含めてその取扱を検討されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
補助要件の確認	○平成 22 年度の課税証明書で再度確認を行った結果、特に問題はありませんでした。その後、再発防止のために複数人でチェックを行う等チェック体制を強化しています。		
補助金等事務	○各補助金に係る県の規定及び指示に基づき、必要なものについては状況報告書を提出することとし、平成 24 年度については提出しました。 ○申請書及び報告書の作成後、提出前に必ず書類作成者以外の職員が再確認することとしました。 ○概算払を受けたものについて、精算後、概算払精算書を提出することとし、平成 24 年度については提出しました。		

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(2) 三重県補助金等交付規則第10条の規定に基づき、交付決定時点において補助事業費や補助金額が確定している補助金については、状況報告書の提出は求めないこととしました。

状況報告書の提出が必要とされた補助金については、各補助金の取扱要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者にも明示し、今後は取扱要領に基づき状況報告書を提出するよう補助事業者を指導しました。

(3) 補助要件の確認については、補助金の取扱要領に、前年度の課税証明書で確認を行う旨を明記し、補助事業者にも通知するとともに、適正な年度の課税証明にて確認するよう指導しました。

補助金等事務については、補助金交付要領等に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。

(4) 平成24年度に補助金の取扱要領に定める実績報告書の提出期日を改正し、補助事業者にも通知するとともに、提出期日の遵守を指導しました。

平成24年度分については、期限内に提出されています。

(5) 私立高等学校等授業料減免補助金については、補助事業の内容に変更のない学校については、変更交付申請書の提出を求めないよう取扱を改正しました。

高等学校等就学支援金事務費交付金については、変更交付申請の実績はありません。

部局名	環境生活部	団体名	学校法人富田文化学園
補助金等名	私立幼稚園振興補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）		
対象施設名	富田文化幼稚園、羽津文化幼稚園		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
補助金等事務		○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 実績報告において、年度内に補助金額の算定が困難な対象経費について、その取扱を検討のうえ、要領等により提示されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		対 応 状 況	
補助金等事務		○ 今後、各補助金に係る県の規定及び指示に基づき、必要なものについては状況報告書を提出します。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 三重県補助金等交付規則第 10 条の規定に基づき、交付決定時点において補助事業費や補助金額が確定している補助金については、状況報告書の提出を求めないこととしました。 状況報告書の提出が必要とされた補助金については、各補助金の取扱要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者に明示し、今後は取扱要領に基づき状況報告書を提出するよう補助事業者を指導しました。			
(3) 補助対象経費の取扱について、実績報告の提出を依頼する際に、補助事業者を適正に指導しました。今後は、実績報告の提出を依頼する文書の中で、補助対象経費の取扱について提示を行っていきます。			

部局名	環境生活部	団体名	学校法人桔梗が丘学園
補助金等名	私立幼稚園振興補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）		
対象施設名	桔梗が丘幼稚園、梅が丘幼稚園		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
経理事務	○支払処理等の会計伝票について、担当者や責任者の押印がされていなかった。		
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(4) 私立幼稚園振興補助金の補助対象経費については、その申請書類において、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）の補助対象経費を含めて記載することになっていることから、早急に様式の見直しを行うなど、適正に運用できるよう検討されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
経理事務	○ 会計伝票について、押印漏れがないよう、確認を徹底するようにしました。		
補助金等事務	○ 今後、各補助金に係る県の規定及び指示に基づき、必要なものについては状況報告書を提出します。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 三重県補助金等交付規則第 10 条の規定に基づき、交付決定時点において補助事業費や補助金額が確定している補助金については、状況報告書の提出を求めないこととしました。 状況報告書の提出が必要とされた補助金については、各補助金の取扱要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者に明示し、今後は取扱要領に基づき状況報告書を提出するよう補助事業者を指導しました。			
(3) 県の規則等に基づき適正な事務処理を行うように指導を行いました。また、今後の立入調査においても確認、指導を行っていきます。			
(4) 私立幼稚園振興補助金取扱要領の様式の見直しを進めており、状況報告書の要・不要の結果をふまえ併せて改正する見込みです。			

部局名	環境生活部	団体名	公益社団法人三重県私学振興会 (旧：社団法人三重県私学振興会)
補助金等名	私学振興会補助金		
対象施設名	社団法人三重県私学振興会		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
補助金等事務		○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		対 応 状 況	
補助金等事務		○ 今後、各補助金に係る県の規定及び指示に基づき、必要なものについては状況報告書を提出します。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 三重県補助金等交付規則第 10 条の規定に基づき、交付決定時点において補助事業費や補助金額が確定している私学振興会補助金については、状況報告書の提出は求めないこととしました。			

部局名	地域連携部	団体名	三岐鉄道株式会社
補助金等名	鉄道災害復旧事業費補助金		
対象施設名	三岐鉄道株式会社		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
補助金等事務		○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○補助事業の内容を変更しているにもかかわらず、変更申請書が提出されていなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(4) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書及び実績報告書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		対 応 状 況	
補助金等事務		○ 改正された補助金交付要領に基づき、今後、適時適切な事務処理を行います。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 補助金交付要領に補助事業実施状況報告書の提出時期や提出様式を定め、事業者に明示するとともに、今後は要領に基づき、適正に提出するよう指導を行いました。			
(3) 三重県補助金等交付規則に定めのある軽微な変更の範囲を補助金交付要領に明記することで、変更の交付申請が不要となる内容を明確にしました。また、事業者に対して、今後は要領に基づき、適正に処理を行うよう指導しました。			
(4) 補助金交付要領に提出期限を定めるとともに、事業者に明示しました。			

部局名	農林水産部	団体名	伊勢農業協同組合
補助金等名	野菜生産振興対策事業費補助金、畜産堆肥利用体制確立支援事業費補助金		
対象施設名	伊勢農業協同組合		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
補助金等事務		○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		対 応 状 況	
補助金等事務		○ 職員に対し、改めて、補助金等に係る各種規定を遵守するよう注意喚起しました。今後、補助事業を実施する際は、遺漏のないよう注意していきます。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 畜産堆肥利用体制確立支援事業については、平成 23 年度で終了しましたが、当該団体に対して今後、他の事業で補助事業等状況報告書が必要な場合は漏れなく提出するよう指導しました。			
(3) 平成 25 年度に制定した畜産関係補助金等交付要領及び農産園芸課関係補助金等交付要領において、交付申請書の提出期限を定めました。今後、補助事業を実施する際は補助事業者に明示していきます。			

部局名	農林水産部	団体名	鈴鹿森林組合
補助金等名	森林整備加速化・林業再生基金事業（間伐）費補助金		
対象施設名	鈴鹿森林組合		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	○補助事業は、特定間伐等促進計画等に記載の森林が対象となるが、交付申請時には未記載であった。 ○変更承認申請書に変更理由を記載した書類が添付されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
補助金等事務	○ 平成 24 年度からの交付申請時には記載するよう徹底しました。 ○ 補助事業実施要領等を遵守し、以降は遺漏のないようにしています。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 会計事務について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。今後補助事業を行う場合には、適切な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。			
(3) 平成 24 年度から「森林・林業経営課関係補助金等交付事務の取扱いについて」を改正し、内示文書で提出期限を明示しています。			

部局名	教育委員会	団体名	三重県高等学校体育連盟
補助金等名	全国・ブロック高等学校体育大会派遣費補助金、三重県高等学校総合体育大会負担金		
対象施設名	三重県高等学校体育連盟		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○交付申請書が、交付要領等に定める期日までに提出されていなかった。 ○実績報告書が、交付要領に定める期日までに提出されていなかった。 ○概算払を受けているが、精算手続が行われていなかった。 ○負担金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある修繕費等を対象経費として算定していた。		
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 実績報告書の提出が、同補助金交付要領に定める期限より遅延していたが、まずは事務処理の実態に鑑み提出期限の見直し等を検討し、必要に応じて要領を修正したうえで、適正な期限までに提出するよう指導されたい。			
(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(5) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
補助金等事務	○ 県の学校体育関係事業補助金等交付要領（以下、「交付要領」という。）の改正（平成 24 年 4 月 1 日付け）において報告書に添付すべき書類が定められたことを受け、平成 24 年度から当該補助金及び負担金について、指示された期限内にそれぞれの状況報告書を県に提出しました。今後も交付要領に基づき適正な事務処理に努めていきます。 ○ 平成 25 年度においては、交付要領等に定める期日までに、当該補助金及び負担金に係る交付申請書を県に提出しました。 ○ 交付要領に定める期日までに実績報告書を提出するよう改善を図り、平成 24 年度においては、平成 25 年 3 月 4 日付けで当該負担金に係る実績報告書を期限内に県に提出しました。 ○ 概算払を受けた場合は必ず精算手続を行うよう改善を図り、平成 24 年度においては、平成 25 年 3 月 4 日付けで概算払の精算手続を行いました。 ○ 平成 24 年度の当該負担金においては、交付要領に基づき、補助対象経費を適正に算定したうえで実績報告を行いました。		

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 交付要領において、平成 24 年 4 月 1 日付けで報告書に添付すべき書類について明確に規定する旨の一部改正を行い、三重県高等学校体育連盟に通知しました。平成 24 年度においては、当該補助金及び負担金について、指示した期限内にそれぞれの状況報告書が県に提出され、適正な内容であると認めて受理しました。
- (3) 補助事業に係る事務処理の実態をふまえ、提出期限の見直し等を検討した結果、平成 25 年 4 月 1 日付けで交付要領を一部改正し、提出期限を大会終了日から 2 か月を経過した日と変更しました。また、三重県高等学校体育連盟にその旨を通知するとともに、提出期日を遵守するよう改めて指導しました。
- (4) 補助事業に係る実績報告や概算払の精算手続等の事務処理について、適正な執行に努めるよう指導するとともに、補助事業を実施するために必要な経費について、交付要領における取扱をより的確に整備するため、平成 24 年 4 月 1 日付けで補助対象経費に係る規定を変更する旨の一部改正を行い、三重県高等学校体育連盟に通知しました。今後も、適正な事務処理が行われるよう、指導・助言等に努めていきます。
- (5) 平成 25 年度の当該補助金及び負担金に係る交付申請書の提出期限については、三重県高等学校体育連盟に対し、平成 25 年 3 月 26 日付け内示文書にて平成 25 年 4 月 27 日と通知し、提出期日を遵守するよう改めて指導しました。

部局名	教育委員会	団体名	三重県中学校体育連盟
補助金等名	全国中学校体育大会派遣費補助金、三重県中学校総合体育大会負担金		
対象施設名	三重県中学校体育連盟		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
補助金等事務		○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○実績報告書が、交付要領に定める期日までに提出されていなかった。 ○概算払を受けているが、精算手続が行われていなかった。 ○負担金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある大会競技役員の保険料を対象経費として算定していた。	
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 実績報告書の提出が、同補助金交付要領に定める期限より遅延していたが、まずは事務処理の実態に鑑み提出期限の見直し等を検討し、必要に応じて要領を修正したうえで、適正な期限までに提出するよう指導されたい。			
(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(5) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		対 応 状 況	
補助金等事務		○ 県の学校体育関係事業補助金等交付要領（以下、「交付要領」という。）の改正（平成 24 年 4 月 1 日付け）において報告書に添付すべき書類が定められたことを受け、平成 24 年度から当該補助金及び負担金について、指示された期限内にそれぞれの状況報告書を県に提出しました。今後も交付要領に基づき適正な事務処理に努めていきます。 ○ 交付要領に定める期日までに実績報告書を提出するよう改善を図り、平成 24 年度においては、当該負担金、補助金ともに、それぞれの実績報告書を期限内に県に提出しました。 ○ 概算払を受けた場合は必ず精算手続を行うよう改善を図り、平成 24 年度においては、平成 24 年 12 月 26 日付けで概算払の精算手続を行いました。 ○ 平成 24 年度の当該負担金においては、交付要領に基づき、補助対象経費を適正に算定したうえで実績報告を行いました。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 交付要領において、平成 24 年 4 月 1 日付けで報告書に添付すべき書類について明確に規定する旨の一部改正を行い、三重県中学校体育連盟に通知しました。平成 24 年度においては、当該補助金及び負担金について、指示した期限内にそれぞれの状況報告書が県に提出され、適正な内容であると認めて受理しました。			

- (3) 補助事業に係る事務処理の実態をふまえ、提出期限の見直し等を検討した結果、平成 25 年 4 月 1 日付けで交付要領を一部改正し、提出期限を大会終了日から 2 か月を経過した日と変更しました。また、三重県中学校体育連盟にその旨を通知するとともに、提出期日を遵守するよう改めて指導しました。
- (4) 補助事業に係る実績報告や概算払の精算手続等の事務処理について、適正な執行に努めるよう指導するとともに、補助事業を実施するために必要な経費について、交付要領における取扱をより的確に整備するため、平成 24 年 4 月 1 日付けで補助対象経費に係る規定を変更する旨の一部改正を行い、三重県中学校体育連盟に通知しました。今後も、適正な事務処理が行われるよう、指導・助言等に努めていきます。
- (5) 平成 25 年度の当該補助金及び負担金に係る交付申請書の提出期限については、三重県中学校体育連盟に対し、平成 25 年 3 月 26 日付け内示文書及び平成 25 年 4 月 17 日付け内示文書にて平成 25 年 6 月 30 日と通知し、提出期日を遵守するよう指導しました。

部局名	環境生活部	団体名	みえ災害ボランティア支援センター
補助金等名	みえ災害ボランティア支援センター負担金及び基盤支援負担金（東日本大震災に係る災害ボランティア活動支援事業）、みえ災害ボランティア支援センター負担金（台風12号災害に係る災害ボランティア活動支援事業）		
対象施設名	みえ災害ボランティア支援センター		
監査結果及び意見			
（１）下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
契約書の作成等		○団体からの委託業務の契約書において、実施方法として「別紙仕様書のとおり」と示しているが、別紙仕様書が添付されていなかった。 ○団体からの委託業務の契約書が作成されていなかった。 ○団体からの委託業務の契約書に収入印紙を貼付していなかった。	
旅費の精算		○旅費の精算について、旅費規程に定める旅費交通費精算書によらず、口頭により行われていた。	
所管部局に対する意見			
（２）団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
（１）			
項 目		対 応 状 況	
契約書の作成等		当該団体が締結する各種契約について、それぞれ下記のとおり対応しています。 ○ 監査で指摘のあった平成24年12月以降は、別紙仕様書を添付するよう徹底しています。 ○ 平成23年6月委託分までは契約書を作成していませんでしたが、平成23年7月以降の委託業務では契約書を作成し、事務手続の適正化に努めています。 ○ 委託業務の契約書には、規定どおりの収入印紙の貼付を徹底しています。	
旅費の精算		○ 旅費の精算については、全ての職員に改めて規定を周知徹底するとともに、旅費交通費精算書の作成を徹底しています。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
（２）団体の会計事務について、適切な事務処理が行われるよう、平成24年11月に配置したNPO法人の会計事務を指導する職員を活用し、助言を行っています。 また、団体の相談窓口となる職員を一本化して、月2、3回程度、会計処理手続や旅費規程の運用等に係る指導を行っています。			

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
